

埼玉県障害者交流センターＥＳＣＯ事業提案募集要項に関する質問及び回答

番号	頁	項目				質問	回答
		大	中	小	細		
1	2	2	(5)	キ		募集要項2(5)キ契約期間終了後のＥＳＣＯ設備の所有権移転業務において、その際の譲渡価格の決め方、撤去費用など事業終了後の経費に関して、その前提条件を明確にしていきたい。	ＢＯＴ方式とする。
2	2	3	(2)	ア		募集要項3(2)ア(エ)運転管理役割において、応募時点では事業役割(あるいは設計・管理役割、建設役割)が兼務するかたちで応募し、サービス開始段階で当該業務を応募者グループ外の企業に委託することは可能か。	提案時に決定するものとする。
3	2	3	(2)	ア イ ウ エ		1. 応募者の役割について a. グループで応募する場合、例えば事業役割と他の役割を兼ねる事は可能でしょうか。 b. グループで応募する場合、各役割企業で委託または請負契約ならびに役割に関する合意書を締結するとありますが、定型の書式はございますでしょうか。 c. 建設役割を担う企業は本店または主たる営業者を県内に有する県内業者とありますが、当社の埼玉営業所は主たる営業所に該当するでしょうか。(県税および市民税は納付しております) d. 質問c.で当社が県内業者と認められない場合、県内業者とのJVでの申請は可能でしょうか。	a.可能である。 b.定型の書式はない。 c.「埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿(建設工事)」に「本店又は主たる営業所」として登録されたものである。 d.可能である。
4	3 7	3 4	(2) (7)	ウ イ		募集要項3(2)応募者の役割ウにおいて、「事業役割が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する合意書を県に提出する。」とあるが、合意書に入念すべき事項は連帯保証条項以外にあるのかをお示しいただきたい。また、4(7)イ(ア)d提出書類作成要領(d)において、「契約書又は覚書等の内容を提出すること。」とあるが、この契約書または覚書等において連帯保証条項を盛り込む場合は、合意書と同等のものとして合意書の提出を省けるのか。	協議による。
5	3	3	(2)	オ		募集要項3(2)応募者の役割オにおいて、「下請け業者又は協力事業者の選定にあたっては、建設工事については上記県内業者から、また運転管理については、「本店又は本社」を県内に有する者から選定するものとする。」とあるが、補助金活用を視野に入れた場合、利益排除の観点から3者以上の相見積もりを実施する必要がある。この相見積もり3者以上の業者すべてを埼玉県内の業者として選定することが困難な場合は、最低1者を埼玉県内の業者として選定すればよろしいか。	応募条件のとおりとする。
6	4	3	(5)	イ		募集要項3(5)イ提出書類の取扱い・著作権において、「なお、事業者の提出した書類の著作権に関しては～」とありますが、「著作権」の記載は「著作物の使用权」とするのが適切ではないか。	埼玉県建築設計業務標準委託契約約款第6条により募集要項のとおりとする。
7	6	4	(7)	イ		募集要項4(7)イ(ア)c提出書類において、該当する提出書類を各2部提出とあるが、参加表明書やグループ構成表、構成員の間で交わされた契約書または覚書などの代表印の押印が必要な書類は、1部を(正)、残り1部を(写)としてもよろしいか。	お見込みのとおり。
8	10	5	(1)	ウ		募集要項5(1)ウ(コ)において、「契約期間終了後の対応について提案があること。」とあるが、具体的な提案項目は示されるのか	提案による。
9	14	6	(5)	ア		集要項6(5)ア(ア)光熱水費において、「県から提供される過去3年間(H17～H19)のエネルギー使用量(電気、ガス)及び上水道使用量の単純平均値に県が別途示す単価を用いて算出した金額を、各社統一の改修計画の基礎となる応募時の光熱水費ベースラインとする。」とあるが、試算に利用する単価は、電気、ガス、灯油、LPGともに公開されている平成20年3月末の単価と考えてよいか(未公開のものは提示されるのか)。また、単価には電気においては燃料費調整額を、ガスにおいては原料費調整額を含まないということによいか	参加資格確認後、提示する。
10	14	6	(5)	イ		募集要項6(5)イ(ア)において、「応募者は、次の3項目の合計額～」とあるが、4項目の間違えか。	お見込みのとおり。
11	16	6	(6)	ウ		募集要項6(6)ウ(ア)元金相当費用において、ＥＳＣＯ設備の導入工事において必要となる光熱水費は、貴県にご負担いただけるものと考えてよろしいか。	事業者の負担とする。

番号	頁	項目				質問	回答
		大	中	小	細		
12	17	6	(8)	イ		募集要項6(8)イ計測・検証結果において、「事業者は、計測・検証結果を毎年度、随時県に報告する。」とあるが、1回/年度と考えてよろしいか。	提案による。
13	23	8	(2)	ウ		募集要項8(2)ウ(カ)aにおいて、二酸化炭素排出量原単位が「電気：0.555kgCO ₂ /kWh」とあるが、使用する原単位は供給事業者の原単位とすべきではないか（地球温暖化対策の推進に関する法律においても、出来るだけ現実に即した数値利用を推奨しており、供給事業者ごとの原単位も併記している）。埼玉県でも、県独自の環境施策‘エコアップ認証制度’において、県内の企業に対し二酸化炭素発生量算定時に供給事業者ごとの原単位を使用するよう指導しており、県内の総発生量の算定にも供給事業者の原単位を使用している（県ホームページに原単位掲載）。	募集要項のとおりとする。
14	23	8	(2)	ウ		募集要項8(2)ウ(カ)bにおいて、二酸化炭素排出量原単位が「都市ガス(13A)：2.08kgCO ₂ /m ³ 」とあるが、これは発熱量が41.1MJ/Nm ³ とした場合であり（出典の‘地球温暖化対策の推進に関する法律施行令’にも記載）、同8(2)ウ(エ)で記載されている東京ガスの実績値45MJ/Nm ³ で算出すると異なる値となるが、いかがなものか。	募集要項のとおりとする。
15						当建物の運転管理は、指定管理制度にもとづく指定管理者が実施しているのか。	お見込みのとおり。
16						現場ウォークスルー調査での施設・資料等の撮影は可能か。また、質疑は当日のみか。後日、改めて質問受付を設けるのか。	個人情報に係るものは不可とし、詳細についてはウォークスルー時に提示する。
17						資金計画を検討する上で、ESCOサービス料金を、月払いとしていただくことは可能か。	協議による。
18						行政財産使用料は、支払うのか。支払う場合は、算定の方法を提示していただきたい。	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」第十二条第2項の規定により、県が必要と認める場合は免除とする。
19						既存設備の保守点検業務の範囲を教えてください（既存設備の修繕費用が発生した場合にはESCO事業者が負担するのか）。	参加資格確認後提示する。
20						既存設備を撤去する場合、残存簿価に対する償却費については事業者のメリット額（削減額）として計算してよろしいか。	県有施設については償却資産として管理していないため、考慮しないものとする。
21						改修工事に関わる資材置き場、現地工事事務所等の用地は県で用意していただけるのか。	協議による。